

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、少年指導委員を次のとおり委嘱した。

平成24年4月10日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

1 少年指導委員の氏名、住所及び活動区域

氏 名	住 所	活 動 区 域
山 根 功	鳥取市今町	鳥取駅周辺地区 (鳥取市のうち東品治町、今町一丁目、今町二丁目、瓦町、
高 住 洋 一	鳥取市瓦町	栄町、元町、永楽温泉町、末広温泉町、吉方温泉一丁目、弥生町、扇町及び富安二丁目の区域)
山 本 敏 夫	倉吉市上井	上井地区 (倉吉市のうち上井町一丁目、上井町二丁目、山根及び八屋
藤 井 俊 宏	倉吉市上井町	の区域)
内 田 幸 治	米子市末広町	米子駅前地区 (米子市のうち明治町、末広町、塩町、茶町、東町、万能町及び弥生町の区域)
福 井 將 夫	米子市皆生	皆生地区 (米子市のうち皆生温泉一丁目、皆生温泉二丁目、皆生温泉三丁目、皆生温泉四丁目、上福原一丁目、上福原二丁目、上福原三丁目、上福原四丁目、上福原五丁目、上福原六丁目、上福原七丁目、皆生一丁目、皆生二丁目、皆生三丁目、皆生四丁目、皆生五丁目、皆生六丁目、新開一丁目、新開二丁目、新開三丁目、皆生新田一丁目、皆生新田二丁目及び皆生新田三丁目の区域)
京久野 勝 之	境港市松ヶ枝町	境港市街地区 (境港市のうち元町、東本町、朝日町、末広町、中町、相生
寺 本 勤	境港市外江町	町、日ノ出町、本町、明治町、大正町、京町、松ヶ枝町及び栄町の区域)

2 少年指導委員の任期

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで